

## 「骨格案」に対する意見

司法制度改革推進本部 御中

2004年2月13日  
市民の裁判員制度つくり会

1月26日の与党合意を経て1月28日、裁判員制度に関する「骨格案」が示されました。「骨格案」に関しては検討会座長試案に比較すれば市民の声を反映した前進的な改善があることを評価できるものの、市民が参加しやすい市民主体の制度という立脚点に照らすならば、修正を期すべき点が多々あります。

私たち、「市民の裁判員制度つくり会」は、一昨年6月以来、さまざまな機会に見解を明らかにしてきましたが、今回の提起を受け、パブリックコメントとして以下の見解を發表します。よりよい裁判員制度を作るために、市民の意見を反映した「骨格案」の訂正を行うこと、そして国会において十分審議を尽くすことを期待するものです。

### 1 裁判官と裁判員の人数について

骨格案は、「裁判体は、裁判官3人、裁判員6人を原則とする。」としつつ、例外的に、「被告人が公訴事実を認めている場合において、検察官及び被告人・弁護人に異議がないときは、事案の性格等を考慮して、「裁判官1人、裁判員4人による審理とすることができる」としています。

裁判官3人、裁判員6人については、当会が目指し提案してきた人数構成に比べると不十分といわざるを得ません。裁判員が刑事裁判に参加することによってよりよい刑事裁判をつくるという制度の趣旨を生かすためには、

市民が主体的、実質的に関与できるよう、少なくとも裁判員の人数を裁判官の3倍以上とすること、

そして年齢・性別・社会経験などの異なる多様な人々の参加を確保するため、市民の人数はできる限り多くし、全体で10名を超える合議体とすべきです。

この点を再度検討し是非とも実現すべきです。

また、内外の議論にも関わらず、何ゆえ裁判官が3人必要なのか、という点

に関しては市民に対し納得ある説明がなされているとはいえません。裁判官の人数は1名ないし2名で足りるはずであり、見直しが必要です。

一方、例外的制度として提案されている裁判官1、裁判員4に関しては、例外的なものであること、当会が裁判員制度適用対象外としている自白事件に限定したものであることから、適用範囲に関しては疑問を呈示せざるを得ませんが、裁判官1人と多数の市民の参加による市民参加形態に道を開いたという点では積極的に評価したいと考えます。今後の修正・国会審議を通じ、裁判官1人と多数の市民の参加をむしろ原則としていく議論を期待するものです。

## 2 裁判員の選任

裁判員の選任については、特に、検討会座長試案では25歳以上とされていた、裁判員資格が20歳以上とされた点を評価します。欠格事由や就職禁止事由をさらに絞り、できるだけ多くの市民が裁判員となれるようにすべきです。

裁判員候補者を無作為抽出とし、裁判員選定手続により裁判員を選定する提案には賛成します。

## 3 評決のあり方

評決につき「骨格案」は単純多数決制を提起していますが、全員一致を必要とするアメリカの陪審制や、特別多数決を必要とする欧州の多くの国々に比較しても、不十分と言わざるを得ません。過半数では十分な議論を経ないで結論が出される可能性が否定できず、とりわけ初めて裁判に参加する市民の十分な議論が本当に保障されるか運用がなされるか、極めて疑問があります。評議は出来る限り全員一致を目指し、どうしても一致しない場合、被告人に不利な結論を出す場合は特別多数決制とすべきです。また、死刑を言い渡す場合には全員一致とすべきです。

なお、「骨格案」の書き方は、裁判官と裁判員の意見が全く分かれた場合いかなる評決になるのか不明です。裁判官、裁判員いずれかのみのも多数で被告人に不利な判決を出せない、ということを明確に規定すべきです。

## 4 罰則には強く反対

守秘義務、不出頭、候補者への質問の回答などについて、刑事罰を含む重大な罰則が提案されています。私たちはこのような罰則につよく反対します。

仮にある程度のサンクションが必要だとしても既に検察審査会制度において運用されている限度にとどめるべきです。検察審査会制度に関しても参加する市民への厳罰化が提案されていますが、これにも反対します。現在のサンクションでは、検察審査委員の違法行為を抑止できない、という事態は発生してい

ません。厳罰化をしなければならぬ根拠は何ら存在しないのです。

そもそも、裁判官と裁判員の権利義務は同等であるはずであり、裁判官には守秘義務違反に基づく刑事罰が存在しないのに、何故裁判員だけ刑事罰を科されるのか、到底納得がいきません。

それぞれ仕事や個人生活を犠牲にして参加する普通の市民に対して、裁判官にも科されない刑事罰を課して出頭を強要し、表現の自由を生涯拘束する、このような制裁を科すことは、許されません。市民の立場に立った改革を行うという観点に立ちかえり、白紙撤回されるべきです。

また、「骨格案」に示される守秘義務の範囲は曖昧・不明確であり、萎縮効果から経験談や提言も行えないこととなりかねません。守秘義務の範囲を普通の市民にわかるよう明確にすべきです。

## 5 市民が参加しやすい制度とすること

「骨格案」には、仕事や育児、介護、勉強、社会活動などで多忙な普通の市民にとって参加しやすい制度とするための制度的工夫がほとんど見られません。

できるだけ多くの市民の参加を実現するために、以下の制度を実現すべきです。

- 1) 延期制度 - 裁判員候補者として出頭する期日を、延期する制度の導入
- 2) 裁判員休業制度 - 育児休業、介護休業のように、休暇取得を奨励する立法措置を講じ、裁判員休業取得による雇用上の不利益取り扱いを禁止するとともに、取得により収入減少が生じないよう保障する制度を創設すること  
そして、その対象には正社員のみならず、有期雇用労働者も含むものとする
- 3) 育児・介護責任を負担する市民に対する援助制度の実現
- 4) 相応な日当の保証
- 5) 市民の都合にあわせ開廷時間を柔軟にすること。夜間、休日の開廷も含め検討すべきです。

## 6 「わかりやすい裁判」の実現

### 1) わかりやすい裁判について明文規定を

座長試案に記載されていた市民にとってわかりやすい裁判を実現するための諸方策の提起が「骨格案」では相当削除されています。この点は大いに疑問です。ある日突然裁判所に呼び出される市民の立場からすれば、裁判がわかりやすいことは、判断にあたって不可欠です。わかりやすい裁判を法曹三者の責任で実現することが、市民参加の前提です。明文規定でこの責任を明記するよう求めます。

## 2) 直接主義・口頭主義の徹底

公判に参加した市民が法廷でのやりとりを集中して聞くだけで判断ができる仕組みになるよう徹底した改革を行い、供述調書の証拠提出はやめるべきです。

## 3) 証拠収集過程のビデオ録画の制度化

また、捜査段階の供述をめぐって無用な争いを避けるため、取調・事情聴取・証拠収集過程（実況検分なども含む）の全過程をビデオ録画し、必要な場合はそれを証拠調べするよう提言します。

## 7 対象とする事件の範囲について

すべての否認事件を対象事件に含めるべきです。被告人が起訴事実を争っている場合こそ、市民の良識が生かされる余地がもっとも大きく、裁判員としてかかわる意義が高いからです。

ただし、被告人が事実を認めている事件であっても重大な刑事事件については、量刑に裁判員が参加することに意義があると考えます。

## 8 証拠開示・国際水準に基づく刑事手続の改革

### (1) 証拠開示

証拠開示に関する「骨格案」の規定は、検察官手持ち証拠を事前・全面開示をする規定となっておりません。証拠を全て開示したうえの審理でなければ判断に疑義を残すことになりかねませんので、全面開示を実現するよう求めます。

### (2) 国際水準に基づく刑事手続の改革

1998年、国連規約人権委員会は、日本の刑事手続について、証拠開示が極めて不十分であること、起訴前身柄拘束が極めて長期であること、取調べが密室で行われ、取調べが被疑者の選任した弁護士立会いのもとで行われないことを指摘し、国際人権規約に抵触するとして、改善を勧告しました。

欧米諸国との比較からこのような制度は特殊で、前近代的です。捜査段階における人権侵害が危惧されるもとでは、提出される証拠の真実性は曇り、判断には困難を伴います。国際水準に基づく改革をこの機会に行うべきです。

前述の、証拠の事前・全面開示とともに、

- 1) 長期起訴前勾留の改革、
- 2) 取調べのビデオ録画とあわせて取調過程への弁護士立ち会いを実現すべきです。

## 9 控訴審

控訴審に関しては、事実認定を不服とする検察官控訴は認めるべきでないと考えます。「骨格案」では、せつかく市民が参加して決めた事実認定を裁判官の

一存で変更できることとなり、市民参加の意義が無に帰することになりかねません。

少なくとも、一審無罪判決について控訴審が有罪判決を出す（自判）ことは禁止し、認定を変更すべき場合は、差戻して再度、裁判員制度により決すべきです。

## 10 施行までの推進体制

私たちは、法案成立後一定の準備期間を設け、裁判員制度導入のための市民への啓発・普及、基盤整備等を十分に行うべきと考えます。

### 1) 準備期間

3年から5年以内の準備期間を置き、直ちに裁判員制度実施までの詳細な計画を立て、いつまでに何をすることを明確にすへべきです。

### 2) 施行までに行うべきこと

#### 啓発・普及活動

大正陪審制度導入時には、全国各地での模擬裁判を含めあらゆる手段で啓発・普及が行われました。これを倣って、全国での模擬裁判を含む啓発・普及活動を行うべきです。

#### わかりやすい裁判・参加しやすい制度にするための諸方策の実施

わかりやすい裁判の実施や、参加しやすいきめ細かい工夫に関しては、今回の立法で実現できないとしても施行までには必ず実現するよう、市民の声を十分に聞いて必要な制度を整備すべきです。取調べのビデオ録画等も準備期間中に完全実施すべきです。

#### 法廷・評議室の設置

法廷構造や評議室などについても市民が参加しやすい形態を本格的に議論すべきです。

#### 法教育の実施等

義務教育段階からの法教育を実施すべきです。また、裁判員候補者・裁判員への説明資料 - ビデオやパンフなども充実したものを準備すべきです。

### 3) 推進体制

以上のことを実現するためには、市民の意見を十分に聞くことが重要であり、裁判所の独断で決められるべきではありません。裁判員制度の導入・推進体制は、一般市民の声を十二分に反映できる体制のものとするべきです。

推進体制を早急に確立し、

一般市民の声が多分に反映させられるような体制を確立すること

準備の進捗状況について、市民がいつでもアクセスできるよう情報開示を行うこと

半年ないし1年ごとに進捗状況を発表し、その都度市民の意見を聞く機会を設けることを求めます。

#### 1.1 運用状況の公表

与党合意には「裁判所は、裁判員制度の運用状況を国民に明らかにする措置をとるべきものとする」とされています。しかし、骨格案にはこのことが記載されていません。この点は非常に重要な点ですので、運用状況を明らかにする措置をとることは骨格案に明記されるべきです。

また、運用を常に見直し、よりよいものとしていくために、裁判員からの提言や批判を受け、裁判員制度の実施状況を点検・改善していくことが必要です。運用改善は、裁判所任せにすべきではなく、推進体制を継承する第三者機関を設置して諸提言・勧告ができるようにすべきです。

#### 1.2 施行後の見直し

この制度は不断に見直しながらよりよい、市民が参加しやすい制度として発展・定着させていくことが何よりも重要です。

2月2日の顧問会議でも意見が出されていましたが、当会も、導入後年限を区切って見直しを行うことを提言します。期間としては施行10年後では長すぎますので、5年以内の見直しを提言します。

以上